

年 月 日

土地の埋立て等事業事前協議書

稲敷市長 様

事業主住所
氏名
電話番号

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業施行者住所
氏名
電話番号

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 事業の種類 (埋立て ・ 盛土 ・ たい積 ・ 一時堆積)

2 事業区域

土地の表示			地 目		面積 (m ²)	所在者住所氏名
大字	字	地番	台帳	現況		
合 計 筆					m ²	

3 事業計画書

土地の埋立て等の 目的	
土砂等の発生現場 及 び 工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
1 日 の 搬 入 台 数 及 び 土 量	トン車 台 m ³ 総土量 m ³
整地用機械の種類 及び台数	
施工管理者	氏名 連絡先

※ 添付書類

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 3 条に規定する書面を添付すること。

様式第 2 号(第 3 条関係)

事 業 計 画 書

事業区域の所在地	
事業区域の面積	
事業の目的	
工事期間	
土砂等の発生場所	
事業名	
残土の種類	
全体の搬入量	m ³
1日の最大搬入量	m ³
1日の車両台数	台
使用機械の種類 及び台数	
跡地利利用	
工事の概要	
防災対策	
生活環境の 保全対策	
事前説明会 開催日	年 月 日
事前説明会 開催場所	
事前説明会 開催回数	回

備考 工事予定地現況及び稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する標識(様式第 6 号)の写真を添付すること。

事前説明会実施報告書

年 月 日

稲敷市長 様

報告者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業について、事業計画の周辺関係者に対し説明会を行いましたので、その内容について、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の目的	
事業に供する 区域の位置	所在地 稲敷市
事業に供する 区域の面積	m ²
説明会等の日時	
説明会の場所	
説明をした者及び 説明を受けた者	別紙出席者のとおり
説明会の議事録	別紙のとおり

様式第 4 号(第 3 条関係)

土砂等発生・処理フローシート

土砂等発生現場

工 事 名	
工事場所	
土砂等発生の工法	
工事発注者	
住 所	
代表者名	
電話番号	



元請け

住 所	
法人名	
代表者名	
電話番号	



下請け

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号	



搬入先（事業施工者）

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号（昼間）	
（夜間）	

孫請け（1）

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号	



孫請け（2）

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号	



- (注) 1 下請け、孫請け等がある場合は、すべて記入してください。また、すべての契約書の写しを添付してください。
- 2 電話番号等は、確認の意味で問い合わせをすることがありますので、正確に記入してください。
- 3 土砂等発生現場付近の地図を添付してください。

様式第 5 号(第 3 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書

第 年 月 日 号

様

稲敷市長 印

年 月 日付けで、事前協議の申出のあった事業（埋立て・盛土・堆積・一時堆積）
については、事前協議が整ったので、通知いたします。
なお、許可申請に当たっては、事前協議指導事項を遵守してください。

連絡先氏名 電話番号
 又は名称 担当者 標識設置 年 月 日

- 1 標識の大きさは、縦90センチメートル、横90センチメートルとすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン又はベニア板とすること。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、市長が指示した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

様式第7号(第7条関係)

(表)

土砂等により土地の埋立て等事業許可申請書

年 月 日

稲敷市長 様

申 請 者 住 所
氏 名
電話番号
実印
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業に供する区域 の位置及び面積	所在地 稲敷市 詳細は別紙1のとおり	公簿面積	m ²
		実測面積	m ²
事業の期間(原則として3箇月以内とする。)	年 月 日～ 年 月 日		
事業に使用される土砂の量	m ³		
事業が完了した場合の事業に供する区域の構造	別添図面のとおり		
事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項	別紙2のとおり		
施工管理者の氏名及び職名	氏名 職名		
事業区域及びその周辺地域の道路、河川、水路その他の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置	別紙施行図面のとおり		
事業区域及びその周辺地域における粉じん、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染その他公害を防止するための措置	別紙施行図面のとおり		
事業区域及びその周辺地域におけるいっ水防止、土砂等の流出防止その他生活環境を保全するための措置	別紙施行図面のとおり		

(裏)

添 付 書 類	(1) 稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第17号までに掲げる書面 (2) 事業主等及び施工管理者の住民票の写し (3) 施工管理者の経歴書及び稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する要件を証する書面 (4) 土地所有者と事業主等の事業に関する誓約書（土地所有者が自ら施行する場合を除く。） (5) 事業主等の印鑑登録証明書(事業主等が法人の場合には、当該法人に係る印鑑登録証明書) (6) 稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4第2項に規定する周辺関係者の同意書（様式第8号） (7) 条例第9条第2項に規定する土地所有者の同意書（様式第9号） (8) 事業に使用される土砂等の量の計算書 (9) 地質分析結果証明書（様式第10号） (10) 水利権者の同意書（当該事業に係る同意がある場合に限る。） (11) 工程表 (12) 誓約書（様式第11号） (13) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）に関する誓約書（様式第12号） (14) 農地の転用にあつては、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは同法第5条第1項第6号による届出書の写し (15) 茨城県農地部長通知（平成3年4月1日付け農管第600号）に基づく農地改良協議にあつては、協議書の写し (16) その他市長が必要と認める書面
	※ 上記各号の書類等以外に、農業委員会が、茨城県農地部長通知（平成3年4月1日付け第600号）に基づく農地改良届出又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による農地転用届出として受理した事業にあつては、当該農地改良届出に係る届出書の写し又は当該農地転用届出に係る届出書の写しを添付するものとする。

別紙

土砂等による土地の埋立て等事業区域の位置及び面積等の詳細

	所在・地番	所有者	住所	地 目		面 積	都市計画法の 区分・用途名	その他法令等 の指定の有無	備 考
			氏名	台帳	現況				
1									
2									
3									
4									
合 計 面 積			㎡ （実 測			㎡)			

別紙 2

土砂等による土地の埋立て等事業に使用される土砂等の採取場所
並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

	採取場所・排出事業者名	搬 入 計 画 等					
		予 定 量	最大日数	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬入土砂の種類	車 両 台 数 等
1		㎥	㎥	～	～		台／数
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							

注 搬入土砂の種類欄には、建設業に関する事業を行う者の再生資源の利用に関する制限の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

年 月 日

同 意 書

事業主等 様

周辺関係者

住 所

氏 名

電話番号

印

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

私は，
同意をいたします。

が土砂等による土地の埋立て等事業を施行することに

様式第9号(第7条関係)

土地使用同意書

申請予定者 住所
氏名 様

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

申請予定者が次の内容で事業を行うことについて、同意します。

- 1 事業区域の位置 稲敷市
2 土地使用の同意期間 年 月 日～ 年 月 日まで
3 同意する土地の一覧

土地の表示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
大字名	地 番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	

注 1 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

2 土地の所有者、占有者及び管理者の印鑑登録証明書を添付すること。

また、同意の前提として、下記の事項について、申請予定者から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 事業の計画

1	事業主及び事業施行者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	7	事業に用いる土砂等の発生場所
		8	事業に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ
		9	事業の施行に関する計画
2	事業の目的	10	事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止に関する計画
3	事業区域の位置	11	土砂等の搬入出経路
4	事業区域の面積		
5	事業を行う期間	12	土地所有者に関する事項 (別紙のとおり)
6	事業に用いる土砂等を発生させる者		

2 条例第32条による土地の所有者の義務

3 条例第33条による土地所有者に対する勧告

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の 所有者 占有者 管理者

住 所
氏 名

実印

様式第 10 号(第 7 条, 第 14 条, 第 17 条関係)

地 質 分 析 結 果 証 明 書				
年 月 日				
様		分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士		
年 月 日に依頼のあった検体について, 土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し, 計量した結果等を次のとおり証明します。				
(検体番号)				
項 目	単位	測定値	基準値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l		0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3, 55.4
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。), 昭和46環告第59号付表1
有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)
砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3, 昭和49環告第64号付表3
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1, 第2
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1, 第2
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。), 34.1.1c)(注(2)第3文, 34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8

農用地 (田に限る。)	カドミウム	mg／l		0. 01	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令(昭和4 6 年農林省令第4 7号) 第2条及び第3条		含 試 有 験
	砒素	mg／kg		15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条		
	銅	mg／kg		125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条		
水素イオン濃度指数		－		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」		
検 体 の 性 状		形状		色		におい	
備 考							

- 備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
- 2 「昭和49環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。
- 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。

年 月 日

誓 約 書

稲敷市長 様

住 所

氏 名

実印

電話番号

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

私は，土砂等による土地の埋立て等事業を施行するに当たり，稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を遵守することを誓い，条例に違反した場合は，市長の指示に服することを誓約いたします。

注 印鑑登録がなされている印を押印すること。また，事業主等が法人で場合には，当該法人の登記事項証明書を添付すること。

稲敷市暴力団排除条例に関する誓約書

年 月 日

稲敷市長 様

事業主住所
氏 名 実印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業施行者 住所
氏 名 実印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、稲敷市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。
事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について意義の申立てを行いません。また市が必要と認める場合に行う茨城県警本部へ照会することについて承諾します。

役員名簿（法人の場合）

氏名(漢字)	氏名（ふりがな）	役職名	生年月日	性別

備考 役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、役員名簿を添付すること。

第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業(許可・不許可)決定通知書

住所
氏名 様

稲敷市長 印

年 月 日付けで事業許可申請のあった事業について、(許可・不許可)の決定をしたので、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 8 条の規定により、次のとおり通知します。

1 事業の種類	☐ 埋立て ☐ 盛土 ☐ 堆積 ☐ 一時堆積
2 事業区域の位置	
3 事業区域の規模	
4 許可条件	
5 不許可の理由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内。以下同じ。）に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 14 号(第 11 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業等開始届

年 月 日

稲敷市長 様

届 出 者 住 所
氏 名 実印
電話番号
(法人にあっては主たる事業所の
所在地, 名称及び代表者の氏名)

土砂等による土地の埋立て等事業を開始したいので, 次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
開始する事業に供する 区 域 の 位 置	所在地 稲敷市
開始する事業に供する 区 域 の 面 積	m ²
開始する事業に使用する 土 砂 等 の 量	m ³
開始する事業の期間等	開始期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
開始する事業に供する 区 域 の 構 造	別添図面のとおり

様式第 15 号(第 12 条関係)

土砂等による土地の埋立て事業内容等変更許可申請書

年 月 日

稲敷市長 様

事業主住所

氏名

実印

電話番号

〔 法人にあっては主たる事業所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで事業許可のあった事業について，事業内容に変更が生じたので，関係書類及び図面を添えて次のとおり申請いたします。

事業の種類		
変更したい 事項の内容	変更前	変更後
変更の理由		

注 一時堆積に使用される土砂等の搬入及び搬出計画に関する変更事項については，別紙を添付すること。

別紙

一時堆積に使用される土砂等の購入量及び搬出計画に関する事項

	採取場所・排出事業者名	搬 入 ・ 搬 出 計 画 等						
		搬入予定量	搬入期間	搬出予定量	搬出期間	搬入・搬出時間	搬入土砂等の種類	車両台数等
1		m ³	～	m ³	～	～		台/日
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

注 搬入土砂等の種類の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める
省令別表第1の区分を記載すること。

第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更
(許 可 ・ 不 許 可) 決 定 通 知 書

住 所
氏 名 様

稲敷市長 印

年 月 日付けで変更許可の申請があった事業について、(許可・不許可)の決定をしたので、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条の規定により通知します。

1 事業の種類	☐ 埋立て ☐ 盛土 ☐ 堆積 ☐ 一時堆積
2 事業区域 の 位 置	稲敷市
3 事業区域 の 規 模	m ²
4 許 可 条 件	
5 不許可の理由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 17 号(第 14 条関係)

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

稲敷市長 様

届 出 者 住 所

氏 名

実印

電話番号

〔法人にあっては主たる事業所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業を開始したいので，次のとおり届け出ます。

事 業 の 種 類	
土 砂 等 の 採 取 場 所	
地質検査の資料を採取し 多地点を明らかにした土 砂等の採取場所の平面図 及び土砂等の採取場所の 現 場 写 真	別紙のとおり
土 砂 等 の 採 取 場 所 の 工 事 名 等	
土 砂 等 の 搬 入 予 定 量	うち今回の搬入量 m^3 m^3
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
土 砂 の 運 搬 事 業 者 名	

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

様

発生元事業者
住 所
事業者名
代表者又は現場責任者
電話番号

印

次の工事現場から発生する土砂について、次のとおり処分することといたしました。
なお、これらの土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事に係る土砂発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂の量	m ³
発生土砂の地質分析結果 証 明 書 の 有 無	
発 生 土 砂 の 区 分	
発生土砂運搬契約者名	住所 氏名
発生土砂最終処分事業者名	住所 氏名

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第 1 に掲げる区分を記載すること。

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採取者
住 所
所 属
職氏名
連絡先電話番号



地質分析結果証明書（様式第10号）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・中止・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地 質 分 析 の 場 合 の 採 取 深 度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析結果証明書に記載された番号等を記載すること。

土砂等による土地の埋立て等事業状況報告書

年 月 日

稲敷市長 様

届 出 者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

土砂等による土地の埋立て等事業の状況について、次のとおり報告します。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号				
事 業 の 種 類					
事 業 に 供 す る 区 域 の 位 置	所在地 稲敷市				
事 業 に 供 す る 区 域 の 面 積	㎡ (うち実施済面積 ㎡)				
事 業 に 使 用 さ れ る 土 砂 等 の 量	㎥ (うち実施済量 ㎥)				
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
採 取 場 所 ・ 工 事 名 等	搬入予定量 ㎥	前回累計量 ㎥	今回報告量 ㎥	累 計 量 ㎥	備 考
合 計					

様式第 21 号(第 17 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業地質検査報告書

年 月 日

稲敷市長 様

届 出 者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

地質検査の結果を次のとおり報告します。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
事 業 に 供 す る 区 域 の 位 置	所在地 稲敷市
事 業 に 供 す る 区 域 の 面 積	m ² （うち実施済面積 m ² ）
土 砂 等 の 採 取 場 所	別添図面及び現場写真のとおり
地 質 分 析 結 果 証 明 書	別添のとおり

様式第 22 号(第 18 条関係)

土地の埋立て等事業実施表示板				
許可年月日		年 月 日		第 号
・ 許可番号				
埋立等事業内容				
事業区域	稲敷市		番地外	筆
事業期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
事業面積	㎡			
事業主住所				
	氏 名			
	連絡先電話番号(昼)		(夜)	
事業施行者住所				
	氏 名			
	連絡先電話番号(昼)		(夜)	
施工管理者住所				
	氏 名			
	連絡先電話番号(昼)		(夜)	

注

- 1 標識の大きさは、縦90センチメートル，横90センチメートルとすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、市長が指示した箇所に設置し，風などで転倒しないようにすること。

立　　ち　　入　　り　　禁　　止

この土地については、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けて、現在土砂等の搬入を行っており、危険ですので中に入らないようにしてください。

事業主　住所

氏名

注

- 1 標識の大きさは、縦40センチメートル，横60センチメートルとすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、市長が指示した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

様式第 24 号(第 19 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届

年 月 日

稲敷市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号
〔 法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
印

土砂等による土地の埋立て等事業を廃止（中止）したので、次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
事業に供する区域の位置	所在地 稲敷市
事業に供する区域の面積	m ² （うち実施済面積 m ² ）
事業に使用された土砂等の量	m ³ （うち実施済の量 m ³ ）
事業期間等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 （中止期間 年 月 日～ 年 月 日）
事業を廃止した場合は事業に供する区域の構造	別添図面のとおりに
事業を中止した場合は、事業に供する区域以外の地域への事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添施行図面のとおりに

様式第 25 号(第 20 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業完了届

年 月 日

稲敷市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号
印
〔 法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業が完了したので、次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
事業に供する区域の位置	所在地 稲敷市
事業に供する区域の面積	m ² （うち完了面積 m ² ）
事業に使用された土砂等の量	m ³ （うち完了の量 m ³ ）
事業期間等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した事業に供する区域の構造	

第 号
年 月 日

事業主等 様

稲敷市長 印

土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書

年 月 日付けで、届け出のあった土砂等による土地の埋立て等事業完了届について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第20条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

事業名	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業	
許可番号	第 号	
事業区域の位置	稲敷市	
事業区域の規模	㎡	
完了した許可事業の 確認年月日	年 月 日	
完了した許可事業が 許可内容に適合して いるかの確認欄	☐	条例第13条の許可基準及び条例第14条の許可条件に適合していると認め、事業の完了を確認しました。
	☐	条例第13条の許可基準及び条例第14条の許可条件に適合していないため条例第22条第3項の規定により別紙の内容のとおり必要な措置を講ずること。

別紙

年 月 日付け 第 号で通知した，土砂等による土地の埋立て等事業
完了確認通知書の別紙の内容については，条例第22条第3項の規定により下記のとおり改善
措置を講ずること。

記

様式第 27 号(第 21 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業承継届

年 月 日

稲敷市長 様

承 継 者 住 所
氏 名
電話番号

実印

〔法人にあっては主たる事業所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業を承継したので，次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事業に供する区域の位置	稲敷市
事業に供する区域の面積	m ²
事業に使用される 土 砂 等 の 量	土砂等の量 m ³
事業の計画期間	年 月 日～ 年 月 日
承 継 前 の 事 業 の 許 可 を 受 け た 者	住所 (法人にあっては，主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては，名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 を 証 す る 書 面	別紙のとおり

土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書

様

稲敷市長 印

年 月 日付け 第 号の許可事業について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり事業の停止を命ずる。

事 業 名	
事 業 区 域 の 位 置 及 び 規 模	
該 当 条 項	
事 業 停 止 の 理 由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等による土地の埋立て等事業に係る措置命令書

事業主等 様

稲敷市長 印

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、事業の中止・土砂等の撤去を命ずる。

事業名	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業
事業区域の位置	稲敷市
事業区域の規模	m ²
該当条項	☐ 条例第11条第 1 項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分
	☐ 条例第13条第 項の基準に適合しないことによる処分
	☐ 条例第14条第 2 項第 号の規定違反による処分
	☐ 条例第16条第 1 項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分 (第 号の許可事業)
事業の中止・土砂等の撤去の理由	
履行期限	年 月 日

備考

- (不服申立てに係る教示)
- 1 この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1 年を経過したときは、審査請求することができなくなります。
- (処分の取消しの訴えに係る教示)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内。以下同じ。）に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1 年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1 年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事業主等 様

稲敷市長 印

土砂等による土地の埋立て等事業
改 善 措 置 命 令 書

年 月 日付け 第 号の許可事業について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり事業の改善を命ずる。

記

事業名	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業
事業区域の位置	稲敷市
事業区域の規模	m ²
該 当 事 項	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 25 条第 項に該当
改善措置の期限	年 月 日から 年 月 日までに改善措置を行うこと
事業改善内容及び改善措置理由	

備考

- (不服申立てに係る教示)
- 1 この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。
- (処分の取消しの訴えに係る教示)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

事業主等 様

稲敷市長 印

土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書

年 月 日付け第 号で許可した稲敷市土砂等による土地の埋立て等事業について、下記のとおり当該許可を取消したので、この旨通知する。

記

事業の種類	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業
事業区域の位置	稲敷市
事業区域の規模	m ²
該当条項	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 26 条第 項に該当
取消しの理由	

備考

- (不服申立てに係る教示)
- 1 この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。
- (処分の取消しの訴えに係る教示)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 32 号(第 25 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業内容等報告書

年 月 日

稲敷市長 様

報 告 者 住 所
氏 名
電話番号
印
(法人にあつては主たる事業所の
所在地, 名称及び代表者の氏名)

土砂等による土地の埋立て等事業の進捗状況・事故の発生について, 次のとおり報告します。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
事 業 区 域 の 位 置	稲敷市
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日
事 業 の 進 捗 状 況	
事 故 の 内 容	

様式第 33 号(第 26 条関係)

身 分 証 明 書
(表)

縦5.5cm×横9cm (写真：縦3cm×横2cm)

		第	号
		身 分 証 明 書	
写 真	職 名		
	氏 名		
上記の者は、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第30条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日			
稲敷市長			印

(裏)

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
(抜すい)

(立入検査)

第30条 市長は、この条例に必要な事項において、その職員をして、事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域の土地若しくは建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則に定める身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。